

- ・ ②について、積極的に扱っているというところが実務的問題です。財産権の補償とはいえ、一義的には生活再建を重視した基準ですから・安ければよいと云うわけではないと考えられます。老朽化とは廃屋のような状態を云うかもしれませんが、廃屋の定義自体難しいことです。誰が廃屋と決めたといわれそうです・・買い取り補償は究極のこと、いずれ積極的ではないと云えます。
- ・ 妥当でない文です。
- ・ 土地収用法第79条にも同様の条文がありますが、この取り扱いは起業者側に与えられた拡張収用請求権とされています。

補償基準

(移転料多額の場合の建物等の取得)

第30条 建物等を移転させるものとして第28条の規定により算定した補償額が第15条の規定により算定した当該建物等の価格を超えるときは、当該建物等を取得することができるものとする。

土地収用法

(移転料多額の場合の収用請求権)

第七九条 第七十七条の場合において、移転料が移転しなければならない物件に相当するものを取得するのに要する価格をこえるときは、起業者は、その物件の収用を請求することができる。